(目的)

第1条 この要綱は、群馬県立小児医療センター(以下「センター」という。)における 公的研究費の取扱いについて、責任体制を明確化するとともに不正使用の防止及び不 正使用があった場合の措置に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運営 及び管理を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「公的研究費」とは、特定の研究を遂行する目的で公的資金 を財源として国又は国が所管する独立行政法人等(以下「資金配分機関」という。)から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金で、センターの責任において 管理すべき経費をいう。
- 2 この要綱において「不正使用」とは、公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用すること、その他法令等に違反して公的研究費を使用することをいう。

(運営及び管理体制等)

- 第3条 センターの公的研究費を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括 管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は、センターにおける公的研究費の適正な運営及び管理についてセンター全体を統括する最終責任者とし、院長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の不正使用(以下「不正」という。)を防止するために適切な措置を講じる者とし、事務局次長をもって充てる。
- 5 最高管理責任者は、公的研究費に係る不正防止対策の基本方針を策定し、職員等に 周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って 公的研究費の運営及び管理並びに不正使用の防止が行えるよう、適切にリーダーシッ プを発揮しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理手続に関する権限と責任を明確にし、そ れに応じた体制を構築しなければならない。

(不正防止計画の策定等)

- 第4条 最高管理責任者は、コンプライアンス推進責任者の意見を聴取して、不正を発生させる要因についてセンター全体の状況を体系的に整理・評価し、不正防止計画を 定めなければならない。
- 2 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、前項の不正防止計画を実施し、 不正を防止するための適切な措置を講じなければならない。

3 第1項で定めた不正防止計画の推進及び検証を図るため、最高管理責任者のもとに 不正防止計画推進部署を置き、事務局経営課がその業務を担当する。

(関係職員の意識向上)

- 第5条 最高管理責任者は、公的研究費の使用に関する行動規範を策定し、職員等に周 知する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、関係例規、センターの不正対策に関するルール等のコンプライアンス教育を実施するとともに、受講者の受講状況及び理解度について把握するなど、関係職員の意識向上を図るための施策を講じなければならない。なお、コンプライアンス教育の実施に際しては、監査報告の取りまとめ結果の周知を図ることにより、類似事例の再発防止を徹底することとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、前項に掲げるルール等を遵守する義務があること を理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成 員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。

(研究費の事務処理)

- 第6条 公的研究費の事務処理手続及び使用に関するルール(以下「ルール」という。) については、次の各号に掲げる規程等により、明確かつ統一的な運用を図ることとす る。
 - 一 関係法令及び資金配分機関の定め
 - 二 群馬県病院局財務規程(平成15年3月31日病院管理規程第5号)その他群馬 県病院局の定める関係規程
 - 三 センターの関係規程等
- 2 前項のルールについては、関係職員に周知する。
- 3 第1項に掲げる事項については、運用との実態が乖離していないか常に確認し、必要に応じてセンターの関係規程等の見直しを行う。

(相談窓口)

第7条 公的研究費の事務処理手続及び使用に関して、センター内外からの相談を受け付ける相談窓口を事務局経営課に設置し、効率的な研究遂行を適切に支援するものとする。

(通報窓口)

- 第8条 不正に関するセンター内外からの通報に関して通報窓口を設置し、事務局次長がその任にあたる。
- 2 事務局次長は、不正に係る通報があった場合、速やかに最高管理責任者に報告する ものとする。
- 3 最高管理責任者は、通報の受付から30日以内に通報内容の合理性を確認し調査の

要否を判断するとともに、当該調査の要否を研究費の配分機関に報告協議し、配分機 関からの求めがあった場合には、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、 当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査などの調査に応じるものとする。

4 最高管理責任者は、調査の必要がないと認めたときは、その理由を付して通報者に 通知するものとする。

(通報の取扱い)

- 第9条 不正の疑いがあると思料する者は、書面、電話、ファックス、電子メール、面 談等により、何人も通報することができる。
- 2 通報窓口は、原則として顕名によるものを受け付けるものとする。ただし、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、顕名の通報に準じて取扱うことができる。

(通報者・被通報者の取扱い)

- 第10条 最高管理責任者は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報について の調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいし ないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることをセンター内外に周知する。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対し、第15条第2項により悪意に基づく通報と認定 された場合を除き、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを行っては ならない。
- 4 最高管理責任者は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究費の使用停止、又は解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(調査委員会)

- 第11条 最高管理責任者は、第8条第3項により調査を要すると認めたときは、直ち に不正使用調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、事実関係を調査させ なければならない。
- 2 調査委員会は、次の各号の委員をもって組織する。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 被通報者が所属する部局長
 - 三 事務局総務課長
 - 四 会計・法律関係の専門的知識を有する外部有識者
 - 五 その他最高管理責任者が指名する者
- 3 調査委員会に委員長を置き、委員長は統括管理責任者をもって充てる。ただし、統 括管理責任者に事故ある場合は、最高管理責任者が委員の中から指名する者とする。
- 4 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

- 5 調査委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 委員のうち、通報者及び被通報者と直接利害関係を有する委員は審議に加わること ができない。

(調査)

- 第12条 最高管理責任者は、前条第1項により調査を命じた場合は、通報者及び被通報者に対し、調査を行うこと並びに調査委員会委員の氏名及び所属を通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 2 通報者及び被通報者は、前項の通知を受けた日から14日以内に異議申立てをすることができる。
- 3 調査委員会の構成に対する異議申立てがあった場合、最高管理責任者は、その内容が妥当であると判断したときには、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。
- 4 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について研究費 の配分機関に報告協議するものとする。

(調査への協力)

- 第13条 被通報者及びその関係者は、委員会の調査に積極的に協力し、調査の証拠と なるような資料等を保全しなければならない。
- 2 被通報者及びその関係者は、委員会に対して虚偽の申告をしてはならない。

(調査中における一時的措置)

第14条 最高管理責任者は、調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究費等の支出を停止することができる。

(認定)

- 第15条 調査委員会は、通報の受付から210日以内に、不正の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。ただし、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定するものとする。
- 2 不正が行われなかったと認定した場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づく ものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、 この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(最高管理責任者への報告)

第16条 調査委員会は、調査結果(前条第1項ただし書及び第2項の認定を含む。以下同じ)をまとめた報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

- 第17条 最高管理責任者は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等 (被通報者以外であっても不正に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知 する。
- 2 最高管理責任者は、前条の報告に基づき、その調査結果、不正発生要因及び再発防止計画等を含む最終報告書を研究費の配分機関に報告しなければならない。なお、通報の受付から210日以内に調査結果がまとまらない場合においても、調査の中間報告を研究費の配分機関に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、研究費の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

(不服申立て)

- 第18条 不正が行われたと認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。)は、最高管理責任者に対し、調査結果の通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 最高管理責任者は、被通報者等から不正の認定に係る不服申立てがあったときは、 当該通報者に通知し、研究費の配分機関に報告しなければならない。また、悪意に基 づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは、被通報者に通知し、研 究費の配分機関に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、不服申立てについて、趣旨及び理由等を勘案し、必要があると 認めたときは調査委員会に再調査を命じる。
- 4 最高管理責任者は、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等その公正性に関わる ものである場合又は新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調 査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて、他の者に審査させることがで きる。
- 5 調査委員会は、再調査を開始した場合は、不正が行われたと認定された被通報者等から不服申立てがあったときは原則として50日以内に、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあったときは原則として30日以内に調査結果を覆すか否かを決定し、最高管理責任者に報告する。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、再調査結果を、通報者及び被通報者等に 通知し、研究費の配分機関に報告しなければならない。

(調査結果の公表)

- 第19条 最高管理責任者は、不正が行われたと認定された場合、次の各号の調査結果 を速やかに公表するものとする。
 - 一 不正に関与した者の氏名及び所属

- 二 不正の内容
- 三 調査結果の公表時までに行った措置の内容
- 四 調査委員会委員の氏名及び所属
- 五 調査の方法及び手順
- 六 その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 不正が行われなかったと認定された場合は、最高管理責任者は、原則として調査結果を公表しない。ただし、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名及び所属を公表する。
- 3 第1項の公表内容については、研究費の配分機関へ事前に報告し、第2項ただし書きの公表内容については、通報者の所属機関に通知するものとする。

(不正が行われたと認定された場合の措置)

- 第20条 不正が行われたと認定された場合、最高管理責任者は、被通報者等に対し、 直ちに当該事案に係る研究費の使用中止を命ずるとともに、地方公務員法(昭和25 年法律第261号)及び群馬県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年 条例第54号)等関係規程に基づく懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。
- 2 最高管理責任者は、不正に関与した業者について、群馬県病院局財務規程(平成 15年3月31日病院管理規程第5号)に基づき、入札参加を制限される事案に該当す るものとして、速やかに管理者に報告するものとする。

(不正が行われなかったと認定された場合の措置)

- 第21条 不正が行われなかったと認定された場合、最高管理責任者は、調査に際して 実施した研究費等の支出の停止及び証拠保全の措置を解除するとともに、その旨を調 査に関係した者に通知し、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置 を講じるものとする。
- 2 最高管理責任者は、不正が行われなかったと認定された者については、その名誉を 回復させる措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者がセンター職員の場合は、前条の例にならい関係規程に基づく処分等適切な手続を講ずるものとする。また、通報者が他機関に所属する場合は、当該機関長へ処分を要請する等適切な処置を行う。

(義務等)

- 第22条 この要綱に定める手続に関与する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
 - 二 任務において知りえた秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事 案の処理に関与してはならない。
 - 三 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう

十分に配慮しなければならない。

四 通報者及び被通報者、または調査に協力した関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、慎重に行動しなければならない。

(内部監査)

- 第23条 公的研究費の適正な運営及び管理のため、不正発生要因に応じた内部監査を 定期及び随時に実施する。
- 2 内部監査により不正が発覚した場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものと し、最高管理責任者は、第8条第3項に準じて取扱うものとする。
- 3 内部監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(モニタリングの実施)

第24条 不正防止計画推進部署は、研究費の適正な管理及び不正の発生を防止するため、第6条第1項の規定により不正防止計画の運用状況に関してモニタリングを実施する。

(事務)

第25条 調査委員会に関する事務は、関係部局及び事務局総務課の協力を得て事務局 経営課において処理する。

(雑則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、公的研究費の適正な取扱いに関し必要な事項 は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。